

○財務省告示第三百十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年九月二十九日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（十年）（第三百三 回、第三百四回、第三百五回、 第三百十回及び第三百十七回） 及び利付国庫債券（二十年）（第 四十三回、第五十八回、第六十 八回、第六十九回、第七十二回、 第七十四回、第七十六回、第七 十八回、第八十一回、第八十四 回、第八十八回、第九十一回及び第 百一十一回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち		

方法

六 発行額

七 払込金額

八 最低額面金額

九 振替単位

十一 発行価格

十二 利率  
十三 経過払込み

さいりものであるからその応募額を順次

割当額三億九千九百九十三億円

四 四千九百一十一億三千九百八十

五 万四千九百一十一億三千九百八十

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額と

額の整数倍の金額によるものと

する。平成十六年九月二十九日

平成十六年九月二十九日

發行対象国債の面金額

出た金額に、次に掲げる金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{1}{100} \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり) 知るべき事項

募集額は、式により算出したものと  
期日により払い込まれるものとする。  
各発行対象国債の面金額の総額

(二) 発行時に、その利率に

るものとして振替口座の記載又は振替口座簿中の  
 のついでに、前記の式  
 に、算出た金額の三分  
 乗額をたし、これを該  
 債発行時に、又は取  
 得するに当り、居住  
 者による場合は、前  
 述の式に、居住者  
 受ける所得税の率を  
 乗じ、控除するべき  
 金額とする。ただし、  
 第十号の規程に支  
 付の期に、前記の  
 式に、算出た金額を  
 う。ただし、支払の  
 日に、支払うべき  
 金額に、前記の式に  
 同様に、支払うべき  
 金額を乗じ、これを  
 償還の期限とする。

（別表のとおり）

六、年九、月二、日、付、本、成、二、十、  
 業、協、会、が、二、月、十、日、付、本、成、二、十、  
 買、参、考、統、計、表、に、掲、載、さ、れ、た、平、平、  
 均、の、単、利、回、り、に、一、平、平、  
 年、九、月、二、日、午、前、九、時、以、前、の、  
 訂、正、さ、れ、た、場、合、に、は、訂、正、後、の、

$$\frac{\text{償還金の額}}{\text{償還金の額}} \times 100 \times \frac{1}{2}$$

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付国庫債券） （第十三年） （第三回）	一・三%	平成十年十二月十一日	四百三億円
（利付国庫債券） （第十三年） （第四回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第五回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円四百十九億
（利付国庫債券） （第十三年） （第六回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第七回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第八回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第九回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十一回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十二回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十三回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十四回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十五回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十六回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十七回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十八回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第十九回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億
（利付国庫債券） （第十三年） （第二十回）	一・三%	平成九年三月二十一日	円二百十二億

（別表）

十八 元利金支 当該単利回り）とする。  
十九 払場所 日本銀行  
入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込期日 平成二十六年九月二十九日

（（利 第二付 百十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第二付 九十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十年 六）庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十年 五）庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第二付 七十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第二付 七十年 六）庫 回）債 券）	（（利 第二付 七十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第二付 七十年 二）庫 回）債 券）	（（利 第二付 六十年 九）庫 回）債 券）
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %
日年平 六成 月四 二十一	日年平 九成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	十年平 日十成 二月三 十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二月三 二十六	日年平 九成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六
十三 億 円	九 億 円	円百 九 十 五 億	十 億 円	七 十 五 億 円	八 十 四 億 円	五 億 円	四 十 五 億 円	百 二 十 億 円	億二 百 六 十 七	円百 五 十 六 億	十 五 億 円